

請負工事(補修等)契約関係書式

1 入札・見積合せの時に必要な書類

- ① [委任状](#) (様式第 101 号)
- ② [入札書](#) (「入札」に参加する時) (様式第 102 号)
- ③ [見積書](#) (「見積」に参加する時) (様式第 103 号)
- ④ [入札辞退届](#) (見積辞退届) (様式第 104 号)

2 工事着手の時に必要な書類

- ① [工事着手届](#) (様式第 105 号)
- ② [現場代理人及び主任技術者\(監理技術者\)等指定通知書\(一般工事用\)](#) (様式第 106 号)
- ③ [現場代理人・主任技術者\(監理技術者\)等 経歴書\(一般工事用\)](#) (様式第 107 号)
- ④ [工事工程表\(一般工事用\)](#) (様式第 108 号)

※①及び②～③のうち必要な書類と、現場代理人及び技術者の雇用関係を証明できる書類(雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等)を綴じて割印(電子による提出の場合は割印不要)し、弊社の工事監督員へ提出してください。(2部提出)

3 工事しゅん功の時

- ① [工事しゅん功届\(一般工事用\)](#) (様式第 109 号)
- ② [受渡書\(2部提出\)](#) (様式第 110 号)
- ③ [金融機関等の保証証書に係る受領書\(契約保証が金融機関等の場合\)](#) (様式第 111 号)

4 請書(小額工事用(100万円未満))

- ① [請書](#) (様式第 112 号) (2 ページ分)

5 請求書

- ① [請求書](#) (様式第 113 号)
- ② 請求書の書き方について(説明)

委任状

令和 年 月 日

一般財団法人 札幌下水道公社
理事長 様

(住所)
委任者 (社名)
(代表者 職・氏名)
(電話番号)

⑩

工 事 名

私は、上記工事の入札及び見積に関する一切の件を下記代理人に委任します。

記

受任者 (氏名)

⑩

- ・ 代理人（受任者）の印は、入札書（見積書）に使用する印と同一の印を押印すること。
- ・ 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。
- ・ この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

入 札 書

入札金額 金 円

工事名

上記の金額で請け負いたいので、仕様書、設計図書その他の書類、現場等を熟覧の
うえ、一般財団法人札幌下水道公社契約規程を遵守し、入札します。

令和 年 月 日

一般財団法人 札幌下水道公社

理事長 様

入 札 者 (住所)
(社名)
(代表者 職・氏名)
(電話番号)

印

入札代理人 氏 名

印

- ・ 入札書は、別に定める場合を除き、必ずこの様式を用いること。
- ・ 代理人が入札を行う場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（金額の訂正はできない）。

見 積 書

見積金額 金 円

工 事 名

上記の金額で請け負いたいのので、仕様書、設計図書その他の書類、現場等を熟覧の
うえ、一般財団法人札幌下水道公社契約規程を遵守し、見積します。

令和 年 月 日

一般財団法人 札幌下水道公社

理事長 様

見 積 者 (住所)

(社名)

(代表者 職・氏名)

(電話番号)

印

見積代理人 氏 名

印

- ・ 見積書は、別に定める場合を除き、必ずこの様式を用いること。
- ・ 代理人が見積を行う場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（金額の訂正はできない）。

見 積 書

見積金額 金 円

工 事 名

上記の金額で請け負いたいのので、仕様書、設計図書その他の書類、現場等を熟覧の
うえ、一般財団法人札幌下水道公社契約規程を遵守し、見積します。

令和 年 月 日

一般財団法人 札幌下水道公社

理事長 様

見 積 者 （住所）
（社名）
（代表者 職・氏名）
（電話番号）
（担当者）

入 札 辞 退 届

令和 年 月 日

一般財団法人 札幌下水道公社

理事長 様

(住所)

(社名)

(代表者 職・氏名)

(電話番号)

⑩

入札日時 令和 年 月 日 時 分

工事名

このたび、上記工事の指名を受けましたが、都合により入札を辞退いたします。

- ・ 提出部数 1 部
- ・ 提出先 一般財団法人 札幌下水道公社
- ・ 見積の場合は、“入札”とあるのを“見積”と書き換えること。
- ・ この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

	課 長	係 長

工 事 着 手 届

令和 年 月 日

一般財団法人 札幌下水道公社

理事長 様

(住 所)

受注者 (社 名)

(代表者 職・氏名)

(電話番号)

下記工事は、令和 年 月 日着手したのでお届けします。

記

1. 工事番号 () 第 号

2. 工 事 名

保険関係成立済の印

(一財)札幌下水道公社の受付印

工事着手を認める 工事主任 技術職員

印

現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等指定通知書

〇〇 年 月 日

一般財団法人 札幌下水道公社

理事長 様

(住 所)
受注者 (社 名)
(代表者 職・氏名)
(電話番号)

工事名： 〇〇

工 期： 〇〇 〇年 〇月 〇日～ 〇〇 〇年 〇月 〇日まで

上記工事（補修）に係る現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等を、下記のとおり定めたので、別紙経歴書を添えて通知します。

記

区 分	氏 名	備 考

- ・「区分」欄には、現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、専門技術者の種別を記載すること。（技術者の配置は、建設業法第26条及び第26条の2などに基づき適正に行うこと。）
- ・下請代金額の合計が、5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となるとき（工事内容の変更等によるときを含む）は、主任技術者に替えて監理技術者を配置すること。
- ・現場代理人と主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、兼務することができる。
- ・専門技術者を置くときは、担当する工事種別を「備考」欄に記載すること。
- ・営業所技術者等が主任技術者又は監理技術者を兼務するときは、営業所技術者等であることを「備考」欄に記載すること。
- ・専任を要する監理技術者等を他の工事に従事させる場合、監理技術者等の兼任届を提出すること。また、建設業法第26条第3項第2号による監理技術者補佐を専任で配置する場合、本書に記載すること。
- ・技術者等と受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用証明書、又は住民税特別徴収税額通知書等の写し）をそれぞれ添付すること。

現場代理人・主任技術者（監理技術者）等 経歴書					
〇〇 年 月 日					
現 場 代 理 人			氏 名		
住 所			生年月日	※昭和・平成	
				年 月 日	
最終学歴	卒業年月日	学 校 名		専 攻 科 目	
	※昭和・平成・令和 年 月				
職 歴	※昭和・平成・令和 年 月	入社			
	※昭和・平成・令和 年 月	入社			
工事経歴	直前1年分		技術資格	※昭和・平成・令和 年 月	取得No.
	直前2年分				

主任技術者（監理技術者）等			氏 名		
住 所			生年月日	※昭和・平成	
				年 月 日	
最終学歴	卒業年月日	学 校 名		専 攻 科 目	
	※昭和・平成・令和 年 月				
職 歴	※昭和・平成・令和 年 月	入社			
	※昭和・平成・令和 年 月	入社			
工事経歴	直前1年分		技術資格	※昭和・平成・令和 年 月	取得No.
	直前2年分				

妥当と認める 工事主任 技術職員 ㊟

※印の項目については、該当するものを○で囲むこと。
※監理技術者、監理技術者補佐を配置する場合は、監理技術者資格者証の写し(両面)を添付すること。

令和 年 月 日

工 事 工 程 表

一般財団法人 札幌下水道公社
理事長

様

(住 所)
受注者 (社 名)
(代表者 職・氏名)
(電話番号)

本表にもとづいて、下記工事を施工したいので、承認くださるようお願いします。

工事名

着 手 令和 年 月 日
工 期 しゅん功 令和 年 月 日

工種	数量	単位	日数	月					月					月					月					備 考	
				5	10	15	20	25	5	10	15	20	25	5	10	15	20	25	5	10	15	20	25		

妥当と認める 工事主任 技術職員



工 事 し ゅ ん 功 届

令和 年 月 日

一般財団法人 札幌下水道公社

理事長

様

(住 所)

受注者 (社 名)

(代表者 職・氏名)

(電話番号)

(工事番号) () 第 号
工 事 名

上記工事は、令和 年 月 日しゅん功したのでお届けします。

工事しゅん功確認欄
工事のしゅん功を認める。 工事主任 技術職員 印

検査 実施 欄	この工事の検査員に下記の者を命じ、検査を 月 日 時から実施する。
	技術職員 印

課 長	係 長

工 事 し ゅ ん 功 検 査 報 告 書

令和 年 月 日

検査員
職・氏名 技術職員

印

工事主任
職・氏名 技術職員

印

上記工事の検査結果は、次のとおりであったので報告します。

なお、決裁後は、受渡しすることといたしたい。

検査 結果	
----------	--

課 長	係 長	係

受 渡 書

工 事 名

上記工事は、令和 年 月 日しゅん功（完了）し、検査に合格したので、その受渡をし、これを証するため、本書 2 通を作成して、双方記名押印のうえ各々 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

受取人 札幌市豊平区豊平 6 条 3 丁目 2 番 1 号
一般財団法人 札幌下水道公社

理事長 ⑩

引渡人 (住 所)
(社 名)
(代表者 職・氏名)
(電話番号) ⑩

金融機関等の保証証書に係る受領書

令和 年 月 日

一般財団法人 札幌下水道公社
理 事 長 様

(住所)
受注者 (社名)
(代表者 職・氏名)
(電話番号)

⑩

貴社より下記の工事の入札保証証書を受領しましたので、発行機関（金融機関等）に返還すること及び今後、保証証書の紛失、汚損等につき一切の責任を負うことを約します。

記

入札保証に係る工事名

工事番号 第 号



請 書

令和 年 月 日

一般財団法人 札幌下水道公社

理事長

様

受注者 (住所)
(社名)
(代表者 職・氏名)
(電話番号)



工 事 名	
請負代金額	金 円也 〔うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 円〕
工 期	着 手 令和 年 月 日 しゅん功 令和 年 月 日
支 払 条 件	工事のしゅん功検査に合格後、所定の手続きにより、請求書を提出したその日から起算して40日以内とする

(総 則)

1 本書に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、誠実に履行すること。

2 工事の施行、現場内の取組み及びその他契約の履行に関しては、すべて発注者が指定する工事担当職員の指揮監督に従うこと。

(履 行)

3 工期内の工事の完成を厳守すること。

(検 査)

4 工事を完成したときは、その旨を通知するとともに、引渡しをするときは、発注者の検査に合格しなければならないこと。

(権利義務の譲渡等)

5 この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させないこと。

(一括委任又は一括下請負)

6 工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせないこと。

(工事の変更、中止等)

7 発注者の必要に応じて工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止すること。

8 請負代金額又は工期の変更は、次の各号に定めること。

- (1) 請負代金額を変更するときは、原請負代金額から原請負代金額に110分の10を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）を控除した額に新設計金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した額を乗じ原設計金額から消費税及び地方消

費税相当額を控除した額で除して得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てることができる。）に1.10を乗じて得た額を新請負代金額とすること。

(2) 工期の変更は、協議して定めること。

(損害の負担)

9 工事事目的物の引渡し前に、工事事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

10 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

11 天災その他の不可抗力によって生じた損害は、協議して定めること。

(契約不適合責任)

12 発注者は、引き渡された工事事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

13 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものではないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

14 第12項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催促をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求す

ることができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(3) 工事事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

15 発注者は、工事が完成するまでの間は、第17項又は第18項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

16 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

17 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
(2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
(3) 建設業法第26条に規定する技術者を設置しなかったとき。
(4) 正当な理由なく、第12項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

18 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第5項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(3) 引き渡された工事的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(9) 第20項又は第21項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

19 第17項各号又は前項各号（第8号及び第10号を除く。）に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2項の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

20 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでな

い。

(受注者の催告によらない解除権)

21 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第7項の規定により工事内容を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第7項の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

22 第20項又は前項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2項の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

23 契約が解除された場合においては、出来形部分を発注者の検査を受け、検査に合格した部分は引渡し、引渡した部分については、発注者の所有とすること。

24 契約が解除された場合においては、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件があるときは、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡しすること。

(発注者の損害賠償請求権等)

25 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 工期限内に工事を完成することができないとき。

(2) この工事目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第17項又は第18項の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

26 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第17項又は第18項の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

(2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能になったとき。

27 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

28 第25項各号又は第26項各号に定める場合（前項の規定により第26項第2号に該当する場合とみなされる場合並びに第18項第8号及び第10号の規定によりこの契約が解除された場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第25項及び第26項の規定は適用しない。

29 第25項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）に定める割合で計算した額とする。

(受注者の損害賠償請求等)

30 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって

生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第20項又は第21項の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

31 請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）に定める割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

32 発注者は、引き渡された工事的物に関し、第4項の規定による引渡し（以下この項から第41項において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この項から第41項において「請求等」という。）をすることができない。

33 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日までで請求等を行うことができる。

34 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

35 発注者が第32項又は第33項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第38項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日まで以前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

36 発注者は、第32項又は第33項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。

37 前各号の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

38 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

39 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第32項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

40 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の侵入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

41 引き渡された工事的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知らながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(その他)

42 契約の履行に関しては、一般財団法人札幌下水道公社契約規程及び建設業法（昭和24年法律第100号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するとともに、必要な事項については、発注者と協議のうえ定めること。

請求書

(あて先) 一般財団法人 札幌下水道公社
理事長 様

下記のとおり請求します。

記

取引年月日 (しゅん功日)	名 称・摘 要	数 量	単 価 (税込)	金 額 (税込)

10%対象税込計 (内税)	円	(内消費税 円)
---------------	---	----------

年 月 日

請求年月日

十億 百万 千

合計請求金額

円

登録番号 (インボイス) T

郵便番号

住 所

社 名

代表者 職・氏名

電話番号

請求印

下記の口座に振り込んでください。

振込先金融機関

預金種目

口座番号

銀行 本店 1 普 通

信 金 支 店 2 当 座

口座名 (カタカナ)

請求書の書き方について

① 前払金請求の場合

取引年月日 (しゅん功日)	名 称・摘 要	数 量	単 価 (税込)	金 額 (税込)
	ただし、(工事名を記載)		工事請負代金	金 00,000,000 円
	請負代金の前払金として		前払金請求額	金 0,000,000 円
			残 額	金 0,000,000 円

10%対象税込計 (内税)	(前払金) 金 00,000,000円	(内消費税 0,000,000円)
---------------	---------------------	-------------------

② しゅん功金請求の場合

ア 前払金などを受けていない場合

取引年月日 (しゅん功日)	名 称・摘 要	数 量	単 価 (税込)	金 額 (税込)
	ただし、(工事名を記載)		工事請負代金	金 00,000,000 円
	請負代金として		残 額	残額なし

10%対象税込計 (内税)	金 00,000,000円	(内消費税 0,000,000円)
---------------	---------------	-------------------

イ 前払金などを受けている場合

取引年月日 (しゅん功日)	名 称・摘 要	数 量	単 価 (税込)	金 額 (税込)
	(工事名を記載)		工事請負代金	金 00,000,000 円
	請負代金の精算金として		前回までの受領額	金 0,000,000 円
			今回請求額	金 0,000,000 円
				残額なし

10%対象税込計 (内税)	(今回請求額) 金 00,000,000円	(内消費税 0,000,000円)
---------------	-----------------------	-------------------

- 注意事項・
- 債権者請求年月日は、請求書を提出する日付（和暦）を記入すること。
 - 金額はすべて消費税込みの金額にすること。
 - 設計変更があったときは、新請負金額で請求すること。